

令和6年

くろいし応援商品券  
参加店舗募集要項

令和6年5月

くろいし応援商品券発行事業事務局

## 【目的】

黒石市では、市内に所在し本事業に参加する商店等において使用できるくろいし応援商品券を発行することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者を支援するとともに、黒石市内における消費を喚起し、地域経済を下支えすることを目的とした「物価高騰対策くろいし応援商品券事業」を実施します。黒石市の委託を受けて、くろいし応援商品券が利用できる店舗を募集するにあたり、この募集要項により、参加店舗の事業者について必要な事項を定めます。

## 【事業の内容】

名 称	物価高騰対策くろいし応援商品券
発行総額	1億2,600万円（予定）※
発行セット数	1万2,600セット（予定）※
額 面	10,000円（全店共通券5,000円、地元応援券5,000円）
販売価格	1セット5,000円
券 種	商品券1枚当たりの額面を1,000円とし、全店共通券5枚+地元応援券5枚を1セットとする。
プレミアム	1セット10,000円の商品券に対し5,000円の補填をする。
販売期間	令和6年7月1日（月）～令和6年8月31日（土）
利用期間	令和6年7月1日（月）～令和6年9月30日（月）
販売方法	くろいし応援商品券購入引換券の提示を受けて、1世帯1セットの販売
販売場所	市内郵便局、ホテル逢春 ※臨時販売所（黒石市産業会館）
購入対象者	令和6年6月1日時点で市内に住所がある世帯主で、 市から購入引換券が送付された人
購入限度	1世帯当たり1セット（商品券10,000円分・販売価格5,000円） まで

※発行総数及び発行セット数については現時点での想定

## 【商品券の券種毎の利用店舗区分について】※重要

くろいし応援商品券の券種は2種類あり、ご登録いただいた利用店舗様は下記のいずれかに区分されます。

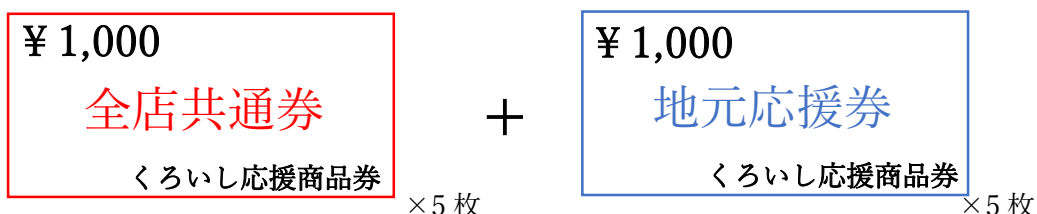
- ①「全店共通券」と「地元応援券」の両方が利用できる店舗
- ②「全店共通券」のみ利用できる店舗

### ○商品券の種類

- ・全店共通券→全ての登録店舗で利用可

- ・地元応援券→黒石市内に本店を有し、事業所又は店舗がある事業者の登録店舗で利用可

○1 セット（全店共通券 5 枚+地元応援券 5 枚）



#### 【商品券の利用対象とならないもの】

- 1 出資や債務（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金、黒石市指定ごみ袋等）の支払い
- 2 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- 3 たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- 4 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- 5 現金との換金、金融機関への預入れ
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業に係る支払い
- 7 商品券の交換又は売買

#### 【参加資格】

黒石市内で事業を営む事業者の方。ただし、下記のものを除きます。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行うもの
- 2 黒石市暴力団排除措置要綱（平成 24 年黒石市告示第 103 号）第 2 条第 8 号に規定する排除措置対象者。
- 3 特定の宗教・政治団体と関わるもの及び公序良俗に反しているもの

#### 【参加店の遵守事項】

参加店は下記の事項を遵守してください。遵守しない場合は参加資格を取り消します。

- 1 参加店であることが明確になるよう、わかりやすい場所へ配布ツールを掲示してください。
- 2 商品券の不正使用が疑われる場合は、受け取りを拒否し、速やかに市へ連絡してください。
- 3 使用済み商品券を換金せずに他の参加店で使用しないでください。

- 4 釣銭は支払わないでください。
- 5 その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

### 【登録方法】

- 登録期間 令和6年5月7日(火)～6月28日(金) (土日祝日を除く)  
10:00～17:00  
※上記期間を超えた申込は原則受け付けません。
- 登録方法 くろいし応援商品券参加店舗登録申請書兼誓約書に必要事項をご記入の上、下記、申込場所へ郵送、FAX、もしくはWEB申請フォームでお申込みください。  
※申請書は黒石市産業会館1階に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- 申込場所 くろいし応援商品券発行事務局 (令和6年5月7日(火)～開設)  
〒036-0316 黒石市ぐみの木2丁目18-1  
TEL.0120-516-796  
FAX.017-773-2085  
E-mail: kuroishiouen@gmail.com
- 手数料 無料(登録料、換金手数料、精算に係る振込手数料)
- 審査・承認 申込後、市とくろいし応援商品券発行事務局で審査し、事務局より通知される参加店登録書をもって承認とします。  
※市内に複数店舗がある場合でも、店舗ごとに申請書を提出してください。  
※商業施設での一括申請はできません。個別テナント毎に申請書を提出してください。  
※違反する行為がある場合は、参加店の承認を取り消します。



### 【換金について】

- 手続き期間 令和6年7月10日(水)～令和6年10月10日(木) (土日祝日を除く)
- 精算方法 使用済商品券、くろいし応援商品券取次依頼書兼請求書を専用レターパックライト(入りきらない場合はダンボール)に同封し、事務局までお送りください。  
※取次依頼書兼請求書と専用レターパックライトは、取扱店登録後事務局より発送します。  
※ダンボールの場合は着払いで発送してください。  
※使用済み商品券の送料並びに換金にかかる振込手数料等は掛かりません。(事務局が負担します)

- 振込予定日 精算は月2回とし、次の日程を振込予定日とします。使用済商品券、取次依頼書兼請求書が封入された専用レターパックライトの事務局への到着日に応じて送金日に指定口座へ支払われます。

	事務局への到着日	送金日
第1回目	R6.7月10日(水)到着分まで	R6.7月25日(木)頃
第2回目	7月25日(木)到着分まで	8月13日(火)頃
第3回目	8月9日(金)到着分まで	8月26日(月)頃
第4回目	8月23日(金)到着分まで	9月10日(火)頃
第5回目	9月9日(月)到着分まで	9月25日(水)頃
第6回目	9月25日(水)到着分まで	10月10日(木)頃
第7回目	10月10日(木)到着分まで	10月25日(金)頃

※換金請求期間は、上表のとおり令和6年10月10日(木)到着分までとします。

この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。

※商品券の換金の結果、入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限りて受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

### 【その他】

- 1 本要項に記載されていない事項については、市とくろいし応援商品券発行事務局で協議の上、決定します。
- 2 くろいし応援商品券参加店募集によって得た参加店情報については、本事業及び次回開催の同類事業にのみ使用します。なお、取扱店の情報は市広報・市ホームページ、チラシ等で利用店舗として広報に使用します。
- 3 参加店説明会は開催いたしません。

### 【問い合わせ】

- ・事業全体 / 黒石市企画財政部企画課 [TEL:0172-52-2111](tel:0172-52-2111) (内線 240)
- ・事業運営 / くろいし応援商品券発行事務局 (令和6年5月7日(火)～開設)  
〒036-0316 黒石市ぐみの木2丁目18-1  
TEL.0120-516-796 FAX.017-773-2085 E-mail: kuroishiouen@gmail.com

